

# 「被災地における求人情報適正化の 推進に関する行政評価・監視」結果

東日本大震災の被災地では、復興需要による求人増が顕著となる中、求人票の内容と実際の労働条件が異なっているという苦情が岩手・宮城・福島県内の各ハローワークに寄せられており、また、当局にもそのような行政相談が寄せられています。

総務省東北管区行政評価局は、ハローワークの求人内容の適法性、求人票と実際の労働条件の相違への対応状況について調査した結果に基づき、3月29日、厚生労働省岩手労働局、宮城労働局、福島労働局に必要な改善事項を通知しました。

## 1 求人内容の適法性の確認

- 求人数は東日本大震災前と比べてほぼ倍増
- ハローワークの求人票には、求人事業主からの申込みの内容に対する確認漏れのために労働条件に関する法令違反があるものが公開される事案が発生

**確実かつ効率的に求人内容の適法性を確認する工夫が必要**

## 2 求人票と実際の労働条件の相違への対応

- 求人事業主がハローワークに提出する選考結果通知のみによっては、条件相違の把握は困難
- 苦情があった求人のいずれについても、選考結果通知では条件相違の事実は把握されていない。

**求職者側からも条件相違の情報を把握するなど、求人事業主に抑止  
効果を及ぼしてトラブルを未然に防止するための措置が必要**

### 調査対象機関

岩手労働局、ハローワーク盛岡、ハローワーク大船渡  
宮城労働局、ハローワーク仙台、ハローワーク塩釜  
福島労働局、ハローワーク福島、ハローワーク郡山

### 〈照会先〉

総務省東北管区行政評価局  
評価監視官 宮腰 智徳 ☎ 022-262-9249

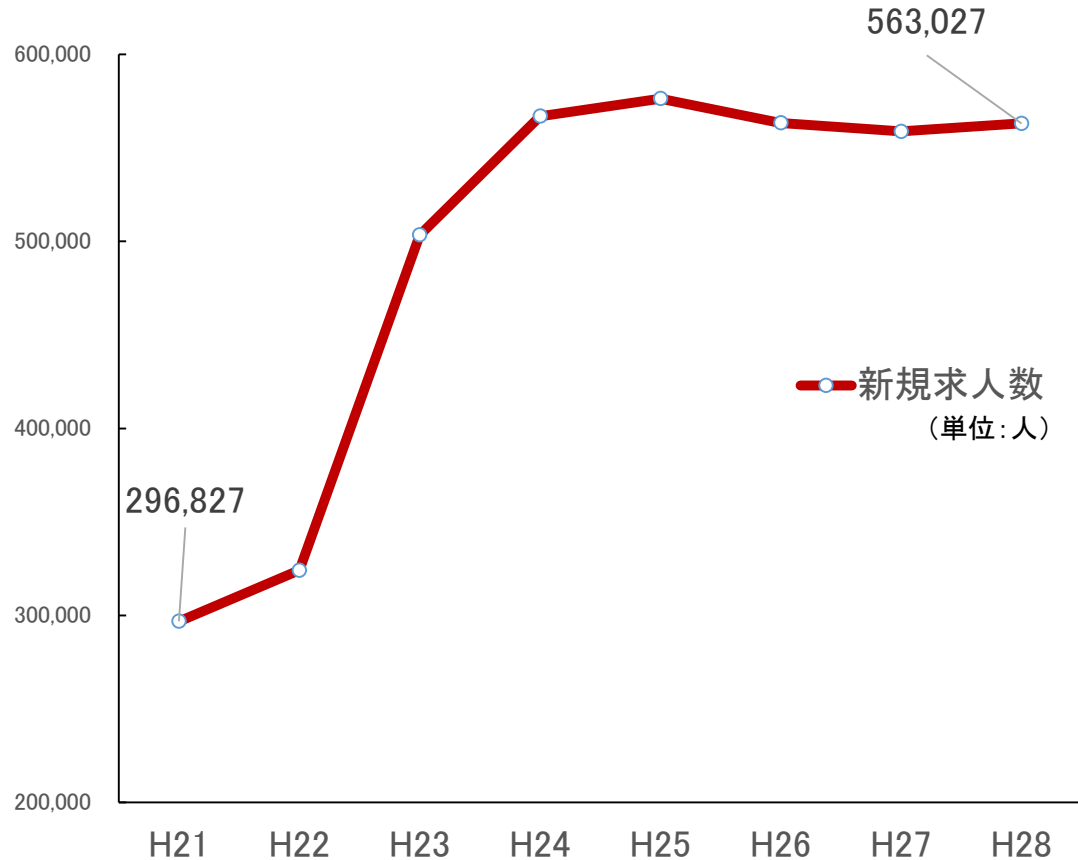
# 1 求人内容の適法性の確認

ハローワークに掲示されて求職者に利用される求人票は、労働条件に関する法令違反があってはならず、求人事業主からの求人申込みの内容に対する適法性の確認が不可欠

## 新規求人数

<岩手・宮城・福島の3労働局管内>

➤ 求人数は、震災前と比べてほぼ倍増



## 違法な内容の求人

<平成29年5月の求人>

- 労働条件が違法なままの求人票がみられる。(下表)
- 求人内容が適法であるための複雑な要件を確認するに当たり、対策が不十分となっていることも要因

事項	件数(%)
① 賃金が法定額を下回っている。	6 ( 3.0)
② 労働時間が法定時間を超えている。	16 ( 8.0)
③ 休憩時間が法定時間を下回っている。	4 ( 2.0)
④ 年次有給休暇日数が法定日数を下回っている。	11 ( 5.5)
⑤ 満18歳未満就業禁止の深夜が就業時間なのに年齢制限がかけられていない。	2 ( 1.0)
⑥ 年齢制限原則禁止の例外事由に当たらないのに年齢制限がかけられている。	99 (49.3)
⑦ 年次有給休暇の付与が必要なのに、日数が明示されていない。	29 (14.4)
⑧ 雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険への加入が必要なのに、加入が明示されていない。	34 (16.9)
<b>合計</b>	<b>201 (100.0)</b>

(注) 1 割合はそれぞれ四捨五入しているため、数値の合計は100%にならない。  
2 1件の求人について複数の項目で違法とみられる場合を延べ数で計上

求人内容の適法性を確實かつ効率的に確認することが必要

## 複雑で誤解しやすい要件の適法性を確認する工夫

例えば・・・

### 若年の資格保有者募集の可否

- 年齢制限をかけた労働者の募集は原則できないが、長期勤続によるキャリア形成を目的とした若年者の募集は可能
- ただし、実務経験を要する資格の保有者を募集する場合は、若年者に限ることはできない。
- **この実務経験の要否は、資格によって、また、同じ資格でも級や種別によって、異なっている。**

### 健康保険・厚生年金保険への加入の要否

健康保険や厚生年金保険が強制適用されてこれらへの加入が必要な求人か否かは、**特にパートタイム労働の場合、多段階にわたる確認が必要**

- 1週間当たりの労働時間
- 事業所の従業員数
- 雇用期間
- 月額賃金
- ・・・などなど

○の付いた資格なら若年者限定で募集できる。

このチェックシートで確認

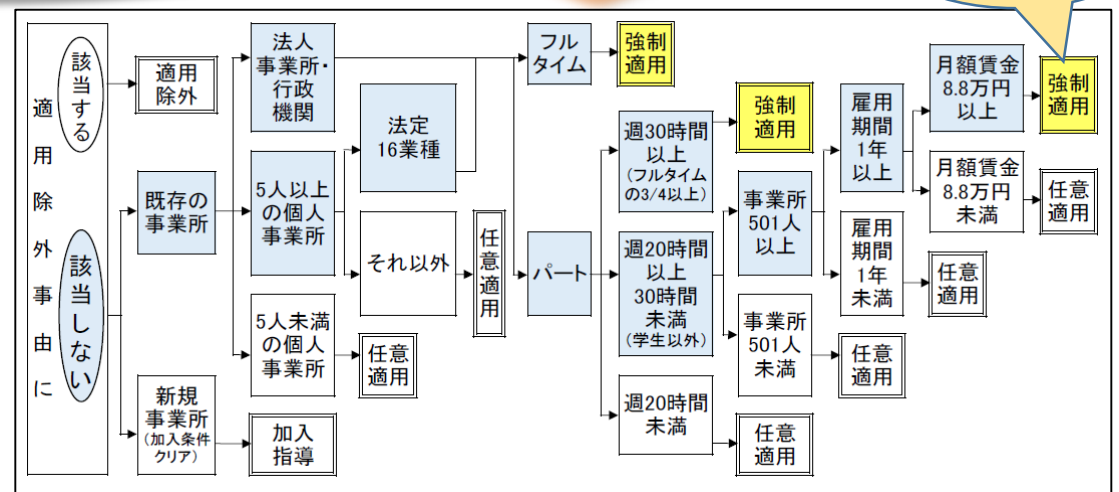
複雑な要件の確認も以下の工夫で確実に

このフローチャート図で確認

黄色の枠に該当すれば、健康保険・厚生年金保険への加入が必要

資格		可否	可否の理由
電気工事士	第一種	×	実務経験なしでも受験できるが、免状発行時に実務経験が必要
	第二種	○	実務経験なしでも取得可能
建築士	一級	×	実務経験が必要
	二級	○	一定の学歴があれば実務経験なしでも取得可能
空港保安警備業務検定	一級	×	実務経験が必要
	二級	○	実務経験なしでも取得可能
技術士		×	実務経験が必要
土木施工管理技士		×	一級及び二級ともに実務経験が必要
調理師		○	一定の学校を卒業すれば実務経験なしでも取得可能

(当局が試作したもの)



(当局が試作したもの)

## 通知事項

管内ハローワークが求人内容の適法性を確実にかつ効率的に確認することができるよう、複雑で誤解しやすい要件を分かりやすいチェックシートやフローチャート図にするなど、確認方法を一層工夫し、管内ハローワークへの浸透を図る必要がある。

## 2 求人票と実際の労働条件の相違への対応

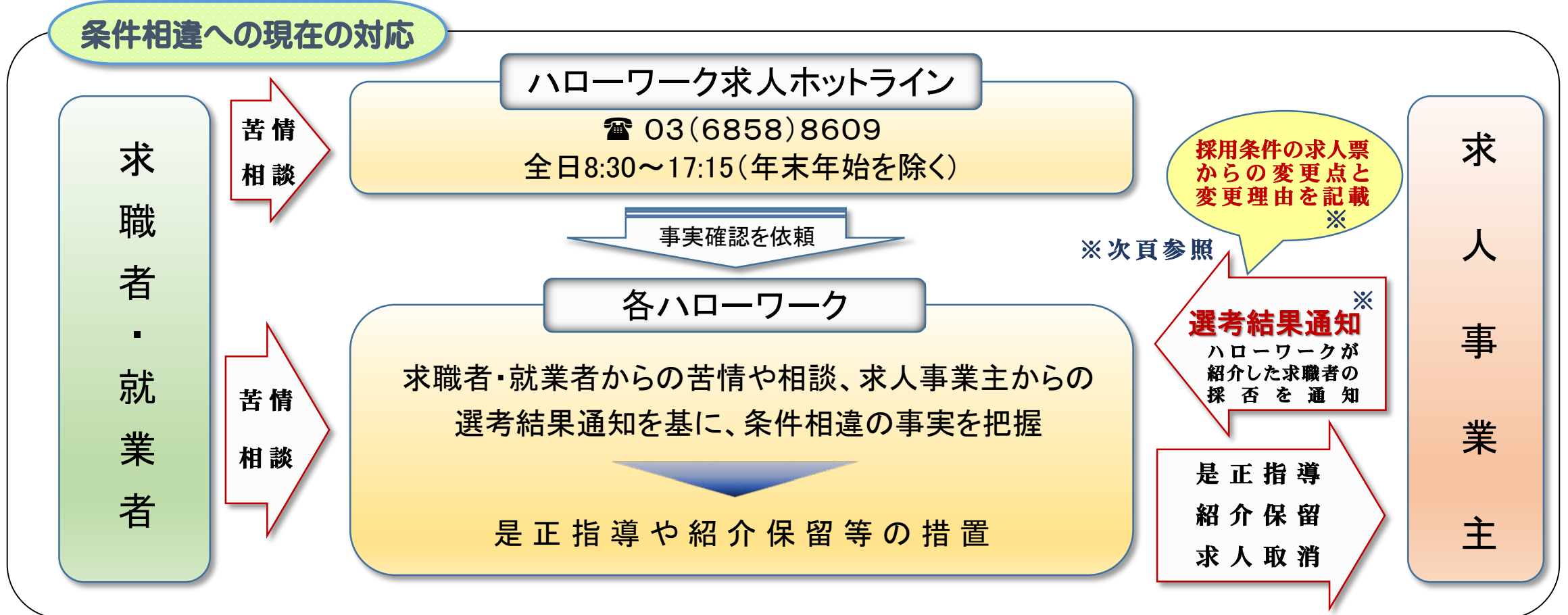
### 条件相違の苦情の具体例

- 面接に行ったら、求人票より低い賃金を提示された。
- 求人票と違う仕事の内容だった。
- 「あり」となっていた雇用保険、社会保険に加入していない。

### 条件相違の苦情件数(平成28年度)

- 岩手 : 167件
- 宮城 : 265件
- 福島 : 189件

### 条件相違への現在の対応




# 条件相違への対応の問題点

早期の情報把握とトラブル防止のため、求人事業主から条件相違について報告を求めているが・・・

**選考結果通知** (紹介日: \_\_\_\_\_) \_\_\_\_\_年 月 日

紹介担当者 (TEL: \_\_\_\_\_) (FAX: \_\_\_\_\_) 記入者名 \_\_\_\_\_ 連絡先 \_\_\_\_\_

(求人番号: \_\_\_\_\_) (紹介期限: \_\_\_\_\_)



さきに紹介を受けた次の方(求職番号 \_\_\_\_\_)の選考結果を通知します。  
また、この求人については、次の取扱いを希望します。

引き続き紹介をして欲しい(人)  求人を取り消して欲しい

※注 既に有効期限切れ等で無効となっている場合は、再度の申込みが必要です。

※ 記入に当たっては、裏面の紹介状で応募者氏名を確認いただいた上で以下の記入をお願いします。

**採用した**

職種 \_\_\_\_\_ (通勤・住込) \_\_\_\_\_  
 雇用(予定)日 \_\_\_\_\_年 月 日  
 賃金見込み (月額・時間額) \_\_\_\_\_円程度

求人票の労働条件と採用条件との相違 (なし・あり) \_\_\_\_\_ (具体的な変更点・変更理由)

相違がある場合、労働契約締結前の変更する労働条件等の明示 (なし・あり) \_\_\_\_\_ 本人の同意(なし・あり) \_\_\_\_\_

**採用しなかった**

該当する事項に○を付してください。

●選考の結果当方で採用しなかった	6 選考時に本人が断った
1 業務内容があわない	7 採用しようとしたが本人が断った
2 技能・経験・知識の不足	8 本人から応募辞退の連絡があった
3 賃金がおりにあわない	9 本人から連絡がない。または本人と連絡がつかない
4 始業、就業、残業時間があわない	
5 その他	

採用または採用しなかった理由について、できるだけ詳しい理由を教えてください。

## 調査してみると

- 選考結果通知に「条件相違あり」と回答された求人には、苦情はみられない。
- 実際に条件相違があると確認された苦情72件のいずれも、選考結果通知では条件相違の事実は把握されていない。

条件相違が把握されなかった要因	件数 (%)
不採用だったため、選考結果通知*には条件相違について記載されなかった。	37件 (51%)
選考結果通知や電話等で確認したところ「条件相違なし」との回答だった。	20件 (28%)
求人事業主から条件相違について報告・回答がなかった。	15件 (21%)

\* 条件相違については求職者を採用した場合にのみ記載する様式とされている。(左図)

## 問題点

- 選考結果通知という求人事業主からの一方的な回答だけでは、事実が把握できない。
- 苦情の過半は不採用となった求職者からのものであり、選考結果通知ではこれらに対応できない。
- 選考結果通知の「条件相違なし」との回答が苦情対応に活用されず、事実と異なる回答が繰り返される可能性がある。

# 改善方策

例えば・・・

## 求職者に

- ① 求人事業主が選考結果通知に記載する条件相違欄を転載し、求人事業主と求職者の双方が署名した書面を作成して提出してもらう。(図A)
- ② 紹介時の労働条件に変更があった場合に求人事業主から明示された書面等\*の内容について確認した旨、連絡してもらう。  
\* 平成30年1月から求人事業主に義務付けられたもの
- ③ 不採用となった求職者も含め、条件相違の有無・内容について、可能な限り証拠書類とともに情報提供してもらう。
- ④ 失業給付を受けるために求職者が提出する「失業認定申告書」に、紹介された求人の条件相違について記載してもらう。(図B)

## 求人事業主に

「条件相違なし」との求人事業主の回答が事実でないことが判明した場合、この事業主をしっかりと改善指導する。

図 A

条件相違確認書

【求人番号】 ○○○○○○  
 【求人票の労働条件と採用条件との相違】 なし・あり

↓

具体的な変更点・変更理由

↑

上記について確認します。

求人者（署名） \_\_\_\_\_  
 求職者（署名） \_\_\_\_\_

( ) 部分：選考結果通知から転載するだけ

(当局が試作したもの)

図 B

様式第14号（第22条関係）（第1面） 失業認定申告書  
（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

※ 概算種別 11203

1 失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労又は内職・手伝いをしましたか。	ア した <small>就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。</small> イ しない		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14		
		月	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28		
		29	30	31							29	30	31				

2 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあった日、その額（何日分か）などを記入してください。	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあった日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分

3 失業の認定を受けようとする期間中に、求職活動をしましたか。

(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容		
(ア) 公共職業安定所又は地方運輸局による職業相談、職業紹介等			ハローワーク◇◇から株式会社▲▲を紹介され、1/18面接。求人票では賃金25万円、試用期間も同様とのことだったが、試用期間中の賃金は15万円と言われたため、内定を辞退した。		
(イ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等					
(ウ) 派遣元事業主による派遣就業相談等					
(エ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等					
ア 求職活動をした					
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。					
事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募したきっかけ	応募の結果
				(ア) 知人の紹介	

## 通知事項

早期に条件相違の情報を把握するとともに、求人事業主に抑止効果を及ぼしてトラブルを未然に防止するため、

- ① 求職者から条件相違の情報が把握できる効果的な方策を検討し、管内ハローワークへの浸透を図ること
- ② 条件相違なしと回答された求人について、その回答が事実と異なることが判明した場合には、回答した求人事業主をしっかりと改善指導すること